

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>(届出事項) 第三十五条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業務の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上の重大な紛失と認められるもの</p> <p>四・五 (略)</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(届出事項) 第三十五条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</p> <p>四・五 (略)</p> <p>8～10 (略)</p>